

埼玉県における公衆浴場の浴槽水質検査



埼玉県では「公衆浴場法施行条例」および、「公衆浴場法施行細則」に基づき、浴槽水の水質検査が必要になります。

「公衆浴場法施行細則」が平成 22 年 3 月に改正されました。内容は、以下のとおりです。

- ・有機物 (TOC) の基準 (下記 1.) について「5mg 以下」から「3mg 以下」に変更
- ・定期検査についての検査頻度 (下記①) において、「循環ろ過装置を使用していない浴槽水及び毎日換水している浴槽水」が「毎日換水している浴槽水」に変更

これらは、平成 22 年 4 月 1 日から施行となりました。

水質検査項目と基準値について

1. 水道水 (水道法に規定されている水道事業用の水道・専用水道・簡易専用水道または、埼玉県自家用水道条例に規定する自家用水道) 以外の水を使用した、原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の場合。

検査項目	基準値
色度	5 度以下であること。
濁度	2 度以下であること。
水素イオン濃度	水素指数 5.8 以上 8.6 以下であること。
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	1 L 中に 3mg 以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU /100ml 未満)。

- * 温泉水・井戸水等を使用するものであるため、基準の遵守が難しい場合で衛生上危害が生じるおそれがないと知事が認めるときは、色度・濁度・水素イオン濃度・有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) の規定の一部または全部を適用しないことが出来ます。

2. 浴槽水の場合。

検査項目	基準値
濁度	5 度以下であること。
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1 L 中に 25mg 以下であること。
大腸菌群	1ml 中に 1 個以下であること。
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100ml 未満)。

- * 温泉水・井戸水等を使用するものであるため、基準の遵守が難しい場合で衛生上危害が生じるおそれがないと知事が認めるときは、濁度・有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) の規定の一部または全部を適用しないことが出来ます。

定期検査について

浴槽水はレジオネラ属菌の検査を定期的に行う必要があります。検査頻度は下記のとおりです。

- ① 毎日完全に換水している浴槽水・・・1 年に 1 回以上
- ② 連日使用している浴槽水・・・6 ヶ月に 1 回以上

詳しくは、当社 **環境技術部 貝森、大塚 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、338)** までお問い合わせ下さい。

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ 放射性物質測定
- ⑥ アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査